

社会福祉法人大山町社会福祉協議会
身体拘束適正化に関する指針

1. 目的

本指針は、社会福祉法人大山町社会福祉協議会（以下、法人という）が、介護及び障がい福祉サービス等利用者に対し、各事業所で適正なケアを行うことを目的として定めるものであり、法人の各事業所職員は本指針に沿って適正なケア等を行わなければならない。

2. 身体拘束の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者等の生活の自由を制限することであり、利用者等の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケア等の実施に努める。

(1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては当該利用者等の生命又は身体を保護するため、次の(2)を除き、身体拘束その他利用者等の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者等個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わないケア等の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

ア. 切迫性

利用者等本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

イ. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずにケア等を行うすべての方法の可能性を検討し、利用者等本人の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も利用者等の状態に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

ウ. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」の判断を行う場合には、利用者等の状態に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

3. 身体拘束適正化検討委員会の設置

- (1) 当法人では身体拘束を適正化することを目的として、身体拘束適正化検討委員会を設置する。
- (2) 身体拘束適正化検討委員会の構成は、介護課長以下各事業所の管理者が代表して委員会の委員を務め、介護課長は委員会の長を務めその代表とする。
 - ①委員長（介護課長）
 - ②副委員長（介護課長補佐）
 - ③構成メンバー
 - ・居宅介護支援事業所管理者
 - ・訪問介護事業所管理者
 - ・通所介護事業所管理者（通所だいせん、通所ほほえみ）
 - ・相談支援事業所管理者
- (3) 身体拘束適正化検討委員会は年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また、緊急の場合は臨時に委員会を開催する事が出来る。
- (4) 身体拘束適正化検討委員会は、次のことを検討する。
 - ア. 身体拘束に関する規程の見直し
 - イ. 身体拘束に関するマニュアルの策定及び見直し
 - イ. 身体拘束廃止に向けての現状把握、及び改善についての検討
 - ウ. 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - エ. 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - オ. 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
 - カ. 身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導
 - キ. 日常的ケアを見直し、人として尊厳のあるケアが実施されているかの検討

4. 身体拘束禁止の対象となる具体的行為

- ア. 徘徊しないように、車いす、いす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- エ. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- オ. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむし

- らないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- カ. 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにないように、T字型抑制帯や腰ベルト車いすテーブルをつける
 - キ. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
 - ク. 脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
 - ケ. 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等をひも等で縛る
 - コ. 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
 - サ. 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する
 - シ. スピーチロック（言葉による拘束）
 - ①動かないで
 - ②しっかり立てよ
 - ③立たないで
 - ④立つな
 - ⑤何やってるの
 - ⑥何で同じこと何回も言わせるの
 - ⑦どこ行くの
 - ⑧いい加減にして
 - ⑨うるさい

5. 身体拘束の報告及び実施時の対応と記録

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、前第4号に該当することが予測できかつ緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、『身体拘束廃止フローチャート』の手順に従って実施し、その状況について記録し報告する。また通所介護事業所については、実施状況等を運営推進会議で報告する。

6. 身体拘束適正化のための職員研修

- (1) すべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図ることを目的に、年1回以上の職員研修を実施するとともに、新規職員採用時には必ず身体拘束適正化のための研修を行い、これらの研修の実施内容については記録に残すものとする。
- (2) 身体拘束適正化のための職員研修に係る担当者については、身体拘束適正化検討委員会メンバーで構成する。

7. 本指針の閲覧

本指針は、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、当法人のホームページでも公表するものとする。

8. その他

身体拘束適正化委員会は、身体拘束の適正化のため、次の事を推進する。

(1) トップが決断し、事業所一丸となって取り組む

管理職をはじめとする役職者、そして介護課事業所管理者が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底することがまず重要である。それによって、現場のスタッフの不安が解消され、安心して取り組むことが可能となる。さらに、事故やトラブルが生じた際に、トップが責任を引き受ける姿勢も必要である。一部のスタッフが廃止に向けて一生懸命取り組んでも、現場は混乱し効果はあがらない。全職員が一丸となって取り組むことが大切である。

(2) みんなで議論し、共通の意識を持つ

身体拘束の弊害をしっかりと認識し、どうすれば廃止できるかを、トップを含めてスタッフ間で十分に議論し、みんなで問題意識を共有していく努力が求められる。その際に最も大事なものは、「利用者等中心」という考え方である。中には消極的になっている人もいるかもしれないが、そうした人も一緒に実践することによって理解が進むのが常である。また、本人や家族の理解も不可欠。特に家族に対しては、ミーティングの機会を設け、身体拘束に対する基本的な考え方や、転倒等事故の防止策や対応方針を十分説明し、理解と協力を得なければならない。

(3) 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

個々の利用者についてもう一度心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求していくことが重要である。問題行動がある場合も、そこには何らかの原因があるのであり、その原因を探り、取り除くことが大切である。問題行動の原因は、本人の過去の生活等にも関係するが、通常次のようなことが想定される。

ア. スタッフの行為や言葉かけが不適切か、またはその意味が理解できない場合

イ. 自分の意思にそぐわないと感じている場合

ウ. 不安や孤独を感じている場合

エ. 具体的な不快や苦痛を感じている場合

オ. 身の危険を感じている場合

カ. 何らかの意思表示をしようとしている場合

こうした原因を除去するなどの状況改善に努めることにより、問題行動

の解消に努める。

(4) 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒等の事故防止対策を併せて講じる必要がある。その第一は、「転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくり」である。足元に物を置かない、ベッドの高さを低くするなどの工夫によって、事故は相当程度防ぐことが可能となる。第二は、「スタッフ全員で助け合える態勢づくり」である。落ち着かない状態にあるなど対応が困難な場合については、法人の全てのスタッフが可能な限り協力し合える気持と姿勢を持つ。

(5) 常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に行う

問題の検討もなく「漫然」と拘束している場合は、直ちに拘束を解除すること。また、困難が伴う場合であっても、ケア方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ね、解除を実行する。解決方法が得られない場合には外部の研修会に参加したり、相談窓口を利用し、必要な情報を入手し参考にすること。介護保険指定基準上「生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合」に限り身体拘束が認められているが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、すべての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要である。

附則

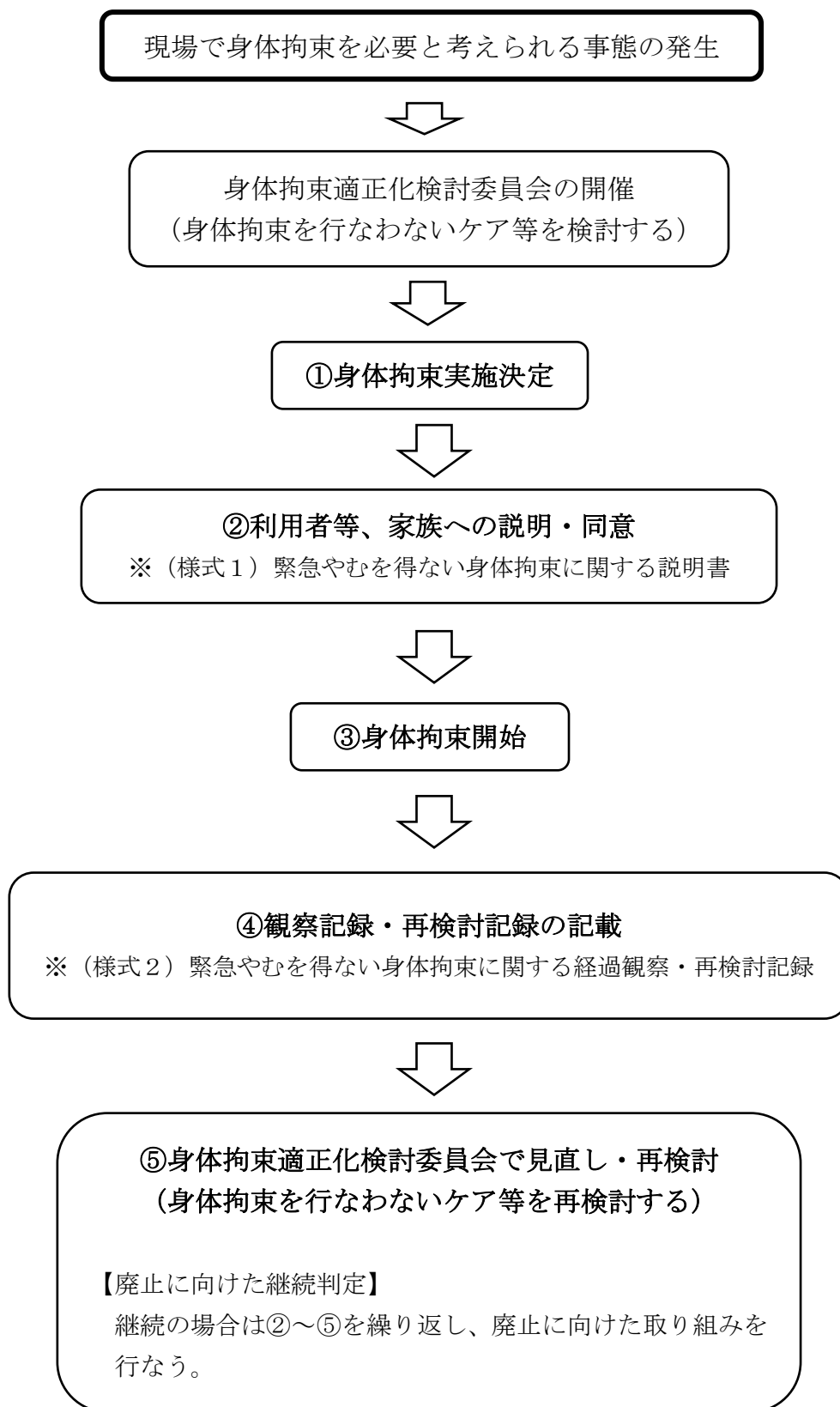
この指針は、令和4年4月1日より施行する

社会福祉法人大山町社会福祉協議会
会 長 大 原 毅

《事業所》

- ・居宅介護支援だいせん
- ・訪問介護だいせん
- ・通所介護だいせん
- ・地域密着型通所介護ほほえみ
- ・支援訪問介護だいせん
- ・支援通所介護だいせん
- ・相談支援事業所サポートセンターだいせん

身体拘束廃止 フローチャート



(様式1)

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

1. あなたの状態が下記のA、B、Cを全て満たしているため、緊急やむを得ず下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行ないます。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行なうことを約束いたします。

記

A. 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B. 身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する看護・介護方法がない
C. 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 【場所・行為(部位・内容)】	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

大山町社会福祉協議会

事業所名：

管理者：

印

記録者：

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。	
令和 年 月 日	氏名： 印
	(本人との続柄：)

(様式2)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者 サイン